

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……一
- 都市計画の決定……………(同)……一
- 都市計画の変更(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課)……二
- 東京功労者表彰(二件)……………(総務局総務部総務課)……三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……七
- 東京都名誉都民に選定した者の事績……………(生活文化局文化振興部文化事業課)……九
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……二
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……二

正誤

○平成二十八年六月一日付東京都公告……………二

告示

●東京都告示第千六百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

一 都市計画の種類
 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画を定める土地の区域

途地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分
 練馬区大泉町一丁目及び大泉町三丁目各地点

第一種中高層住居専用地域

削除する部分
 品川区大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、西大井五丁目及び練馬区大泉町三丁目各地点内

第一種住居地域

追加する部分
 品川区西大井五丁目、練馬区大泉町一丁目及び大泉町三丁目各地点内
 削除する部分
 品川区大井三丁目、大井四丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目、北区十条仲原一丁目及び十条仲原二丁目各地点内

変更する部分

品川区戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目、西品川三丁目、西大井五丁目、二葉四丁目、豊町六丁目、北区十条二丁目、十条台一丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目及び練馬区大泉町三丁目各地点内

近隣商業地域

追加する部分

品川区大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目及び北区十条仲原二丁目各地点内

削除する部分

北区十条二丁目及び十条仲原一丁目各地点内

変更する部分

北区十条二丁目、十条仲原一丁目及び十条仲原二丁目各地点内

商業地域

追加する部分

北区十条二丁目及び十条仲原一丁目各地点内

準工業地域

変更する部分

品川区西大井六丁目、二葉三丁目及び二葉四丁目各地点内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに品川区役所、北区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千六百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法

第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

北青山三丁目 港区北青山三丁目地内
地区地区計画

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 及び港区役所

●東京都告示第六百七十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

神宮外苑地区 変更する部分
地区計画 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前
二丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 並びに港区役所、新宿
区役所及び渋谷区役所

●東京都告示第六百七十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

追加する部分
第五・七・十
八号明治公園

新宿区霞ヶ丘町地内

削除する部分

新宿区霞ヶ丘町地内

二 関係図書の縦覧
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則 (昭和四十七年東京都規則第七十四号) 第二条の規定に基づき、平成二十八年九月四日に表彰された方は、次のとおりである。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名

住所

(善行者)

次の方は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。

森山 良子

立川市

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則 (昭和四十七年東京都規則第七十四号) 第二条の規定に基づき、平成二十八年十月一日に表彰された方は、次のとおりである。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	市川 幸雄	豊島区	神崎 昭男	中野区
		岩崎 菊男	三鷹市	鯨井 光治	足立区
[地域活動功労者]		大内 ユキ子	千代田区	久保田 貢	板橋区
		大久保 久夫	稲城市	栗林 正昭	府中市
次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		大島 研二	港区	河野 純之佐	台東区
池袋西地区環境浄化推進委員会	豊島区	大塚 信彰	町田市	國分 幹郎	品川区
上ノ原まちづくりの会	調布市	大橋 良	台東区	小林 泰夫	千代田区
日吉町町内会	国分寺市	大畑 和吉	葛飾区	小山 君子	大田区
青木 早苗	目黒区	岡崎 義顕	文京区	齋藤 善夫	台東区
青山 秀雄	昭島市	小野 三夫	稲城市	坂本 昭	福生市
浅香 三代治	足立区	甲斐 圓治郎	世田谷区	佐藤 幸一	荒川区
荒川 澄子	武蔵野市	かなざき 文子	板橋区	佐藤 義夫	板橋区
飯郷 稔	北区	金子 弘	府中市	三瓶 恭生	品川区
生永 恭博	八王子市	川窪 信義	小平市	志田 實	葛飾区
石田 秀男	品川区	川島 利男	武蔵村山市	澁木 禧雄	文京区
石野田 富弘	神津島村	川端 武二	中央区	清水 鍬一	足立区

清水 貞男	中央区	丹治 勝重	品川区	水野 義裕	羽村市
志村 博	荒川区	土屋 博	八丈島八丈町	村木 茂	府中市
須賀 精二	江戸川区	外山 弘	豊島区	茂木 敏夫	台東区
杉田 次助	江東区	中村 廣子	新宿区	茂木 弘	荒川区
杉原 俊雄	港区	中村 雅子	江東区	谷田部 和夫	狛江市
漁 郡司	調布市	中村 吉延	江東区	藪下 郁男	足立区
菌部 俊介	練馬区	夏目 政之	杉並区	山田 統二	北区
高橋 佐智子	中野区	並木 勇	八王子市	與座 武	武蔵野市
高橋 眞	東村山市	西 勇治	港区	吉田 貞夫	大田区
高柳 東彦	墨田区	丹羽 秀男	三鷹市	渡部 作次	大田区
滝島 克明	八王子市	羽田 圭二	世田谷区	[消防・災害対策功労者]	
滝浪 誠	中央区	原田 賢一	中央区	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
田口 守	墨田区	原田 英明	新宿区		
竹腰 里子	北区	廣田 茂	江戸川区	大森消防団	大田区
田中 憲秀	新宿区	増田 匠	多摩市	北多摩西部防火女性 性の会	武蔵村山市
田村 馨	杉並区	俣田 平	世田谷区	式根島消防団	新島村

品川女性防火の会	品川区	永易 正敏	調布市	工藤 昭二	羽村市
高輪女性防火の会	港区	西野 浩通	豊島区	小竹 良夫	杉並区
日本橋防火防災女性の会	中央区	速見 實	江東区	近藤 忠夫	大田区
町田防火女性の会	町田市	東山 雄三	新宿区	齊藤 政二	大田区
新井 清司	千代田区	師岡 忠義	西多摩郡奥多摩町	佐藤 美知雄	板橋区
梅田 寛	利島村	[税務功労者]		鈴木 久雄	足立区
大野 佳信	品川区	次の方々は納税意識の高揚に尽力され、 特に優れた業績をあげられました。		相馬 熊郎	神奈川県鎌倉市
梶原 博幸	杉並区			多田 充伸	八王子市
川鍋 重美	青梅市	青柳 晴久	文京区	三上 智恵子	北区
岸 義男	あきる野市	秋山 としこ	世田谷区	矢ノ倉 利明	足立区
鈴木 義孝	中野区	岩田 啓佑	千代田区	山田 功	八王子市
高橋 勇治	武蔵村山市	大村 耕一	江戸川区	吉川 せつ子	中央区
谷口 壽亜	千葉県市川市	大山 秀治	江東区	吉沢 則夫	府中市
内藤 猛	新宿区	小俣 道雄	世田谷区		
中島 清一郎	板橋区	加藤 和雄	練馬区		
中島 美佐子	葛飾区	九頭見 義雄	大田区		
[福祉・医療・衛生功労者]		河内 弘	世田谷区	塚本 主恵夫	八王子市
		倉治 七重	大田区	露木 正道	江戸川区
		玄地 正和	八王子市	戸田 達夫	品川区
さざんかクラブ	杉並区	小泉 和子	荒川区	中居 道代	足立区
富士本一二三会	国分寺市	小玉 剛	埼玉県新座市	長岡 均	山梨県甲府市
馬引沢千歳会	多摩市	齋藤 章二	府中市	中島 孝至	文京区
朝木 多貴子	東村山市	酒井 隆	台東区	中村 卓志	北区
安部 好弘	板橋区	酒井 哲嗣	稲城市	西澤 隆廣	足立区
石川 文一	新宿区	佐々木 浩二	町田市	馬場 義郎	昭島市
石川 陽子	小平市	杉田 尚史	板橋区	濱 園子	清瀬市
石田 生子	青梅市	鈴木 英雄	文京区	星野 久志	町田市
石村 あさ子	江東区	須藤 栄一	文京区	松井 秀夫	埼玉県さいたま市
井上 正夫	小平市	財部 洋	江東区	眞船 美奈子	八王子市
小高 弘道	神奈川県川崎市	竹内 節子	北区	三井 安治	杉並区
片桐 博陽	足立区	立川 利一	清瀬市	源川 奈穂	神奈川県横浜市
勝俣 正之	目黒区	玉城 繁	江戸川区	横田 忠幸	杉並区

吉田 弘司	新宿区	北原 福二	国分寺市	[文化功労者]	
[環境功労者]		小山 貴好	町田市		次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。
		坂本 喜代治	国分寺市		
		品川 裕	埼玉県富士見市	丸山獅子舞保存会	町田市
安藤 忠勝	足立区	清水 進	練馬区	大貫 弘 (大貫 水声)	千葉県市川市
田倍 直昭	杉並区	関谷 巖	中野区	田口 芳子	足立区
二木 玲子	豊島区	高瀬 和子	江戸川区	田中 クニ	荒川区
[教育功労者]		高野 澄子	長崎県長崎市	塚田 進	墨田区
		瀧澤 直幸	世田谷区	丹羽 正明	練馬区
		田中 啓介	小平市	山本 勉	神奈川県海老名市
秋元 幸生	狛江市	馬場 重雄	足立区	[スポーツ振興功労者]	
梅沢 辰也	墨田区	藤本 綾子	渋谷区		次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。
江副 隆愛	調布市	町山 芳夫	葛飾区		
大塚 隆道	板橋区	丸島 陽子	荒川区	大田区弓道連盟	大田区
鴨下 義昭	小金井市	三井 富美子	港区	葛飾区剣道連盟	足立区
川平 悦郎	神奈川県相模原市	吉野 明	世田谷区	北区陸上競技協会	埼玉県さいたま市

世田谷区柔道会	世田谷区	[労働精励者]		中林 信隆	千葉県白井市
東京身体障害者卓球連盟	中野区			野田 隆志	埼玉県草加市
(特非)ななすぼ	江東区	次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。		日吉 正博	埼玉県川越市
中野区剣道連盟	中野区	芦木 達雄	埼玉県鴻巣市	平林 秀行	千葉県柏市
町田市陸上競技協会	町田市	安藤 一美	八王子市	古家 孝則	羽村市
石原 正昭	昭島市	石田 久	国立市	堀合 勝子	大田区
市村 忠司	府中市	今井 義尚	埼玉県戸田市	[産業振興功労者]	
稲村 昇	江戸川区	大久保 紀保	豊島区		次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。
植田 敏郎	昭島市	尾上 修	千葉県市川市		
尾池 清明	港区	片切 利幸	昭島市	阿部 晴吉	足立区
加藤 浩二	千葉県鎌ヶ谷市	神田 正行	豊島区	石井 敏子	台東区
関根 忍	台東区	小山 剛	武蔵村山市	宇田川 進	西東京市
滝川 宗一	江東区	佐瀬 勇	台東区	内田 鉄夫	練馬区
中尾 敬治	多摩市	佐藤 美恵子	板橋区	大澤 健吾	文京区
袴田 登喜造	文京区	清水 光一	青梅市	大田 浩司	埼玉県さいたま市
南島 恭代	千代田区	田中 秀一	豊島区	近藤 良治	江東区

佐々木 義春	多摩市	丸岡 哲夫	神奈川県三浦郡葉山町	横沢 眞則	練馬区
島田 真嘉	大田区	目黒 實	武蔵野市	渡辺 才司	国分寺市
社本 奉彦	大田区	守田 敏則	静岡県熱海市	[技術振興功労者]	
新 義友	東村山市	森永 鈴江	豊島区	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
関 義幸	港区	和氣 誠	板橋区		
高橋 信茂	立川市	[都市づくり功労者]		青木 眞	神奈川県逗子市
中澤 博司	品川区	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		田中 英輝	神奈川県川崎市
長瀬 透	昭島市			中川 正樹	府中市
中村 博保	千葉県四街道市	猪俣 正金	世田谷区	矢部 博	神奈川県藤沢市
中村 良一	新宿区	川口 恭男	調布市	[善行者]	
野田 浩一	江東区	小柳 敏博	小平市	次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。	
端 和夫	新宿区	白岩 俊雄	埼玉県さいたま市		
平賀 洋子	小笠原村	谷内 敏	中央区	(一社)生命保険協会東京都協会	千代田区
平澤 満男	神奈川県横浜市	玉井 大八郎	千代田区	青木 清秀	清瀬市
平田 栄一郎	千代田区	橋本 和士	墨田区	大坪 眞理	清瀬市
船坂 良雄	世田谷区	松崎 富志夫	杉並区	仲原 秀和	江戸川区

矢作 迪彦 江戸川区

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会
- 三 代表者の氏名
伊藤 正俊、中垣内 正和
- 四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区巢鴨三丁目四番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国のひきこもり、不登校、心の健康を維持できない当事者及び当該家族に対して、月例会、家族教室等を行い、家族及び当事者のメンタルヘルスケア並びに、ひきこもり問題に関し、広く社会的理解、支援を促進すべく社会的啓発を進める事業を行い、当該案件

の前進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会
- 三 代表者の氏名
田中 英彦
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋一丁目二十二番十二号 JCビル三階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般の人々に対し、ネットワークセキュリティに関する啓発、教育、調査研究及び情報提供に関する事業を実施することによって、ネットワークセキュリティに関する標準化の推進と技術水準の向上に寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人CMC
- 三 代表者の氏名
四宮 浩二
- 四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区宇田川町三十三番七号 アイ・アンド・イー渋谷ビル4F 株式会社エージェント内

この法人は、我が国の二十一世紀を担うリーダーを育成・輩出し、我が国の経済その他の活動が活発化することとで、真の豊かな長寿社会づくりに貢献し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月七日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たすけあいワーカーズざんか
 - 三 代表者の氏名
豊泉 惣子
 - 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区荻窪五丁目十八番十一一四〇一号
 - 五 定款に記載された目的
本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本防災推進機構

三 代表者の氏名

加藤 勉

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目十番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、災害時の連携・協働に資するべく、平時から顔の見える繋がりを重要視し、互いに腹を割って話し合える災害支援・地域防災ネットワークを構築し、また、広く一般市民を対象とした、災害救援活動に役立つ講習会やイベントを開催し、自発的な災害救援活動に繋がる防災意識を醸成することにより、地域の防災力を高め、広く公益に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Save our Children Japan

三 代表者の氏名

榎 公子

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区青葉台四丁目七番七一四〇七号 青葉台マンション

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども達の貧困問題を対象にする地域団体や他のNPO法人への支援活動や協力、情報提供に関する事業、食育に関する普及・啓発など、子ども達が健康やかに育ち、教育を受け、自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Smile Girls

三 代表者の氏名

善本 考香

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二番十五一九四二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、がん患者の病気に対する正しい理解、治療方法や病院を選択する際に必要な知識や判断力、病院や医師を選択する目を養う力、医師とのコミュニケーション力、これらの「患者力」を身につける勉強会やセミナー、講演会事業を展開することで一人でも多くの患者の意識を変え生きる道を

与えることにより、誰もがこころ豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 テン

三 代表者の氏名

富岡 義雄

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市羽衣町二丁目五十二番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神に障害を持った方や様々な悩みを抱えている方を対象として、就労支援、社会復帰への支援等に関する事業を通じて、自立した生活を営めるように寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 トンネル工学研究会

三 代表者の氏名

朝倉 俊弘

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区鍛冶町一丁目五番六号 第三大東ビル

五 定款に記載された目的

四階

この法人は、主としてトンネルに代表される地中構造物建設のための設計、施工技術、及び老朽化した地中構造物の健全度評価、寿命予測、長寿命化などの保全技術、さらには耐震性能の評価法に関する研究を通じて、トンネル工学の発展に寄与するとともに、国及び地域社会の持続的発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、平成二十八年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

東京都世田谷区

大 村 智

昭和十年七月十二日、山梨県北巨摩郡神山村（現山梨県韮崎市）に生まれる。

昭和三十三年、山梨大学学芸学部（現教育学部）卒業後、東京都立墨田工業高等学校定時制課程の教諭に就く。昭和三十五年、東京理科大学大学院に入学し、高等学校教諭として勤めつつ、研究者の道を目指す。

昭和四十年、社団法人北里研究所（現学校法人北里研究所）に入所する。昭和四十八年、同研究所抗生物質研究室長、昭和五十年、北里大学薬学部教授に就任する。

昭和五十六年、製薬会社との共同研究により、氏が静岡県伊東市の土の中から発見した放線菌を基に、動物の寄生

虫に劇的な効果を発揮する治療薬「イベルメクチン」が実用化され、ヒト用の抗寄生虫薬へと更に研究が進められた。昭和六十三年からは、世界保健機関などによる熱帯病撲滅プログラムに対して、抗寄生虫薬の一つ「メクチザン」が無償供与されている。

平成二年、社団法人北里研究所長、平成十九年、北里大学名誉教授、平成二十五年、特別荣誉教授に就任する。平成二十七年、文化勲章を受章。同年、ノーベル生理学

・医学賞及び東京都荣誉賞を受賞する。

氏は、微生物が作り出す有用な化合物を次々に発見し、微生物創薬の発展に貢献してきた。特に、産業界との連携により研究・開発した抗寄生虫薬は、開発途上国の熱帯病患者に無償供与され、年間約三億人を失明などから救っている。

また、現在も北里大学特別荣誉教授として、人材育成及び科学技術振興に取り組んでいる。

以上のような氏の功績は多大であり、公共の福祉を増進し、学術の進展に寄与する姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区

小 澤 征 爾

昭和十年九月一日、満州国奉天市（現中華人民共和国瀋陽市）に生まれる。小学生の時からピアノを学ぶ。桐朋学園で齋藤秀雄に指揮を師事する。昭和三十四年、ブザンソン国際指揮者コンクールで優勝する。

昭和四十八年、ポストン交響楽団の音楽監督に就任。二十九年の長期にわたり活躍する。

昭和五十九年、齋藤秀雄メモリアル・コンサートを開催。平成四年には、それを発展させた、サイトウ・キネン・フェスティバル松本（現セイジ・オザワ 松本フェスティバル）の総監督に就任する。

平成十二年、若手音楽家の育成を目的に、小澤征爾音楽塾を開始する。

平成十四年、ウィーン国立歌劇場の音楽監督に就任する。

平成二十年、文化勲章を受章する。

平成二十二年、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団名誉団員の称号を贈られる。

平成二十七年、ケネディ・センター名誉賞を受賞する。

平成二十八年、平成二十五年のサイトウ・キネン・フェスティバル松本で指揮した歌劇「こどもと魔法」を収めたアルバムで、第五十八回グラミー賞（最優秀オペラ録音部門）を受賞する。

氏は、日本人として初めて、ポストン交響楽団、ウィーン国立歌劇場の音楽監督を務め、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団によるニューイヤークンサートを指揮するなど、世界の音楽界に多大な影響を与えてきた。

長きにわたり第一線で活躍を続けるとともに、若手音楽家の育成にも尽力する姿は、人々に感動を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都練馬区

三 宅 義 信

昭和十四年十一月二十四日、宮城県柴田郡村田町に生まれる。

高等学校在学時からウエイトリフティングを始める。昭和三十五年、第十七回オリンピック競技大会（ロー

マ)バンタム級で銀メダルを獲得する。
 昭和三十七年、自衛隊体育学校に入校し、トレーニングを積む。

昭和三十九年、第十八回オリンピック競技大会(東京)フェザー級で金メダルを獲得する。

昭和四十三年、第十九回オリンピック競技大会(メキシコシティー)フェザー級で金メダルを再度獲得し、銅メダルを獲得した弟の義行氏と共に表彰台に上がる。

昭和四十七年、第二十回オリンピック競技大会(ミュンヘン)フェザー級で四位に入賞する。

昭和五十九年、第二十三回オリンピック競技大会(ロサンゼルス)日本代表監督に就任する。

平成五年、自衛隊体育学校長に就任する。

平成九年、紫綬褒章を受章する。

平成二十三年、瑞宝小綬章を受章する。

平成二十八年、東京都ウエイトリフティング協会会長に就任する。

氏は、第十八回オリンピック競技大会(東京)及び第十九回オリンピック競技大会(メキシコシティー)で金メダルを獲得し、日本のウエイトリフティング界の発展に貢献してきた。

引退後も、自衛隊体育学校ウエイトリフティング班監督や第二十三回オリンピック競技大会(ロサンゼルス)日本代表監督を務めるなど選手の育成にも尽力してきた。

選手としての功績はもとより、指導者としても多大な貢献を果たす姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に基づき、同条例別表第三の区域欄に掲げる区域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十月三日

- 一 変更する区域 東京都知事 小 池 百合子
 北区十条仲原一丁目及び上十条二丁目各地内
- 二 変更年月日 平成二十八年十月三日
- 三 縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課(東京都庁第二本庁舎二十四階南側)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十八年十月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 文京グリーンコート
- 二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号
- 三 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 文京区本駒込二丁目二十八番八号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社CFSコーポレーションほか八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ウエルシア薬局株式会社ほか七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ウエルシア薬局株式会社ほか一名
- 八 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目三番十九号(株式会社CFSコーポレーション)
- 九 変更後の小売業者の住所 千代田区外神田二丁目二番十五号(ウエルシア薬局株式会社)
- 十 変更前の小売業者の代表者名 宮下 雄二(株式会社CFSコーポレーション)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 水野 秀晴(ウエルシア薬局株式会社)ほか
- 十二 変更日 平成二十八年九月一日ほか
- 十三 届出日 平成二十八年九月五日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十八年十月三日から平成二

十六 縦覧時間
 十九年二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
ザ・プライス千住店
- 二 店舗所在地
足立区千住三丁目二番地
- 三 設置者名
株式会社イトクリエイト
- 四 設置者住所
武蔵野市吉祥寺本町三丁目二番十三号
- 五 変更前の設置者の代表者名
伊藤 昭
- 六 変更後の設置者の代表者名
伊藤 彰彦
- 七 変更日
平成二十二年四月二十一日
- 八 届出日
平成二十八年九月六日
- 九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間
平成二十八年十月三日から平成二十九年二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。
 平成二十八年十月三日

- 一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地
ザ・プライス千住店
- 三 設置者名
株式会社イトクリエイト
- 四 店舗面積の合計
平成二十八年四月十一日
が千平方メートル以下となる日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六條の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七條の規定により公告する。
 平成二十八年十月三日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十八年八月十日	五一七〇	R&R設 備工業	足立区梅島 一丁目三十 六番五号	葛飾区西水 元六丁目七 番十七号
同日	一七二二〇	シルトクレ	一丁目二〇	

同日二 五二二四 石崎工業 青梅市新町 青梅市今寺
 十六日 株式会社 二丁目三十 四丁目十一
 五番地の四 番地の十九

二 代表者を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十八年八月一日	一七二八	株式会社 栄大設備	馬場 信行 馬場 静子	
同日	五二七三	青木土木 工業株式 会社	青木 享洋 青木 純一	
同日	三〇一一	三愛プラ ント工業 株式会社	山中 克己 野田 幸宏	
同日	四四〇二	日本ビル コン株式 会社	窪田 勝 石部 幸一	
平成二十八年八月十五日	四八一	株式会社 きめだ設 備	木目田敏江 木目田匡宏	
同日	〇二四二	足立工業 株式会社	大河内規雄 山田 英利	
同日	五三一八	東洋電興 株式会社	金田 尚志 金田 清尚	

正 誤

○平成二十八年六月一日付東京都公告

一〇	ページ
中	段
後から 一二	行
新宿区霞ヶ丘町 及び渋谷区神宮 前二丁目地内	誤
新宿区霞ヶ丘町 地内	正

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

